

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年5月10日提出
【計算期間】	第7計算期間 (自 2018年8月21日 至 2019年2月18日)
【ファンド名】	ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジあり) ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジなし)
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松下 浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇 保宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資し、高利回りの獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産(ハイブリッド証券)
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産(ハイブリッド証券)））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産(ハイブリッド証券)
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産(ハイブリッド証券)））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）〉

〈ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 (ハイブリッド証券)
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)		
一般 大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	年12回 (毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券(その他資産) (ハイブリッド証券))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(その他資産) (ハイブリッド証券))	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 世界の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資します。

■ CoCo債を含むハイブリッド証券に投資します。

※CoCo債とは、特定の条件下において強制的に投資家が損失を負担する条項（CoCo条項）が付帯されたハイブリッド証券（劣後債、優先証券）をいいます。

※CoCo債、ハイブリッド証券については、後掲の「CoCo債とは」、「ハイブリッド証券とは」をご参照下さい。

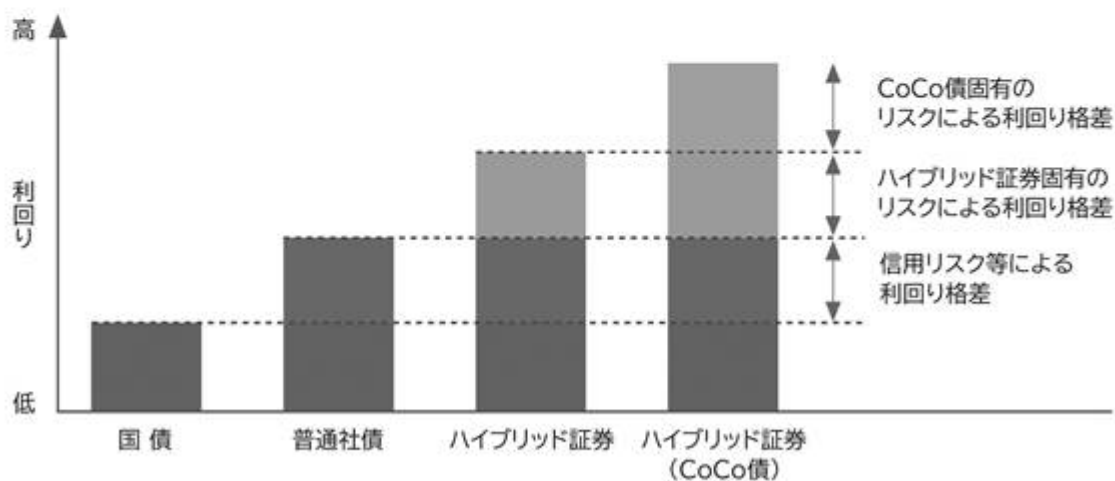
■ G-SIFIsに指定された金融機関が発行する銘柄を中心に投資します。

※利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行するハイブリッド証券にも投資します。

※金融機関にはその関連会社等を含みます。

※G-SIFIsについては、後掲の「G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) とは」をご参照下さい。

ハイブリッド証券の利回り(イメージ)



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

※ハイブリッド証券固有のリスクについては、「3 投資リスク」をご参照下さい。

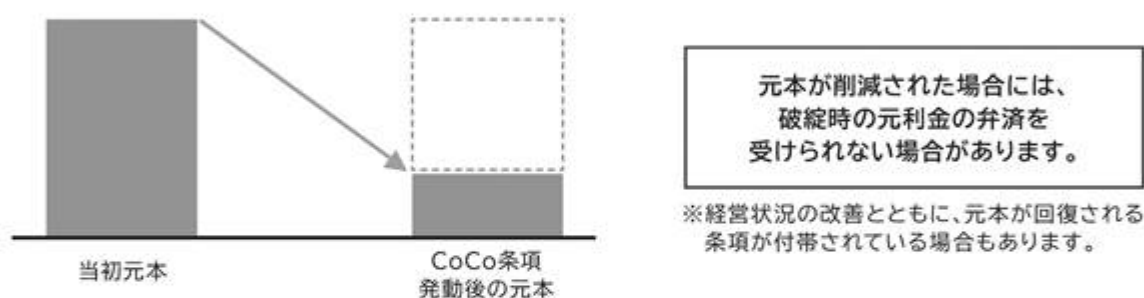
CoCo債とは

- ◆発行体である金融機関が規制当局から実質破綻とみなされたり、自己資本比率があらかじめ定められた水準（トリガー）を下回った場合に、強制的に投資家が損失を負担する条項（CoCo条項）が付帯されているハイブリッド証券です。
- ◆CoCo条項が発動した場合、①元本の一部または全部がき損する、または、②強制的に発行体の普通株式に転換されるリスクがあります。
- ◆そのためCoCo債は、相対的に利回りが高い傾向にあります。

※CoCoとは、Contingent Convertibleの略で、「偶発的に転換される」という意味です。

損失負担となった場合のイメージ

①元本の一部または全部のき損



②普通株式への転換



一般的に、CoCo条項に抵触する場合、株価も下落していると考えられるため、転換後の株式の価値が元本を大きく下回る可能性があります。

※上記は一般的な性質について説明したものであり、すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは

主要各国の中央銀行、金融監督当局等で構成される金融安定理事会（FSB）が指定した、金融システム上、世界経済に与える影響が極めて大きい（Too big to fail〈大きすぎて潰せない〉*）重要な金融機関をいいます。

一般の金融機関と比較し、自己資本の強化が要請される等、厳しい監督を受けることから、安全性の高い健全な経営が求められます。

G-SIFIsに指定される金融機関は、毎年11月に見直される予定です。

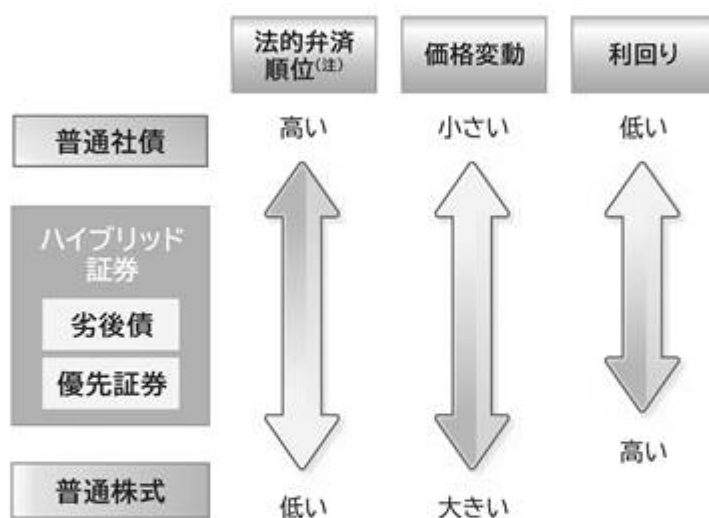
*必ずしもG-SIFIsに指定された金融機関が経営破綻しないということではありません。

ハイブリッド証券とは

- ◆ハイブリッド証券とは、債券と株式の性質を併せ持つ（ハイブリッド）証券であり、劣後債および優先証券があります。
- ◆一般に国債や普通社債と比較して、信用リスクおよびハイブリッド証券固有のリスクにより、利回りが高いという特徴があります。
- ◆CoCo債以外のハイブリッド証券においても、規制当局から実質破綻とみなされた場合に、強制的に投資家が損失を負担する条項が付帯されている証券があり、CoCo債と同様の損失負担リスクがあります。

※ハイブリッド証券固有のリスクについて、くわしくは「3 投資リスク」をご参照下さい。

ハイブリッド証券の特徴(イメージ)



(注)法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

※上記は一般的なイメージであり、実際の価格変動や利回り等を表すものではありません。

※元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することがあります。

劣後債および優先証券について

劣後債

- 普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。
- 償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。

優先証券

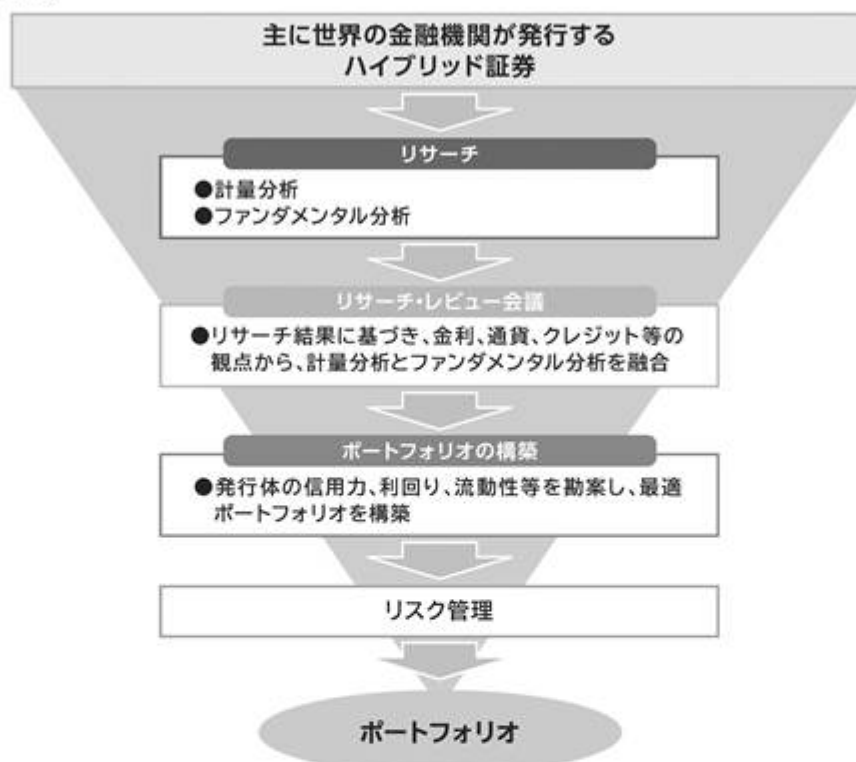
- 法的弁済順位が普通株式より優先され、劣後債より劣る証券です。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。

※上記は一般的なハイブリッド証券の性質について説明したものであり、実際のハイブリッド証券の性質すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

2 運用は、アライアンス・バーンスタインが行ないます。

- ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、利回り水準や信用力等を考慮して投資対象銘柄を選定します。

〈運用プロセス〉



アライアンス・バーンスタインについて

アライアンス・バーンスタイン（AB）は、ニューヨークに本社を置き総額約56.7兆円（約5,164億米ドル）の資産を運用する、世界有数の資産運用会社です。

50年以上の経験と実績をもとに、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ運用等、幅広い運用商品を提供しています。

また、世界25か国51都市に、運用、顧客サービス、マーケティング等のプロフェッショナルを配置し、世界の機関投資家、富裕層、一般の個人投資家の皆さまに、それぞれの国や地域のニーズに即した広範囲な投資運用サービスを提供しています。（2018年12月末現在）

※アライアンス・バーンスタインおよびABは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ビーとその傘下の関連会社を含みます。

- ◆ハイブリッド証券への投資割合は、高位とすることを原則とします。
ただし、CoCo債への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。
- ◆デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。
- ◆投資環境の変化や流動性の確保等を目的に先進国の国債等に投資する場合があります。

3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

為替ヘッジなし

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

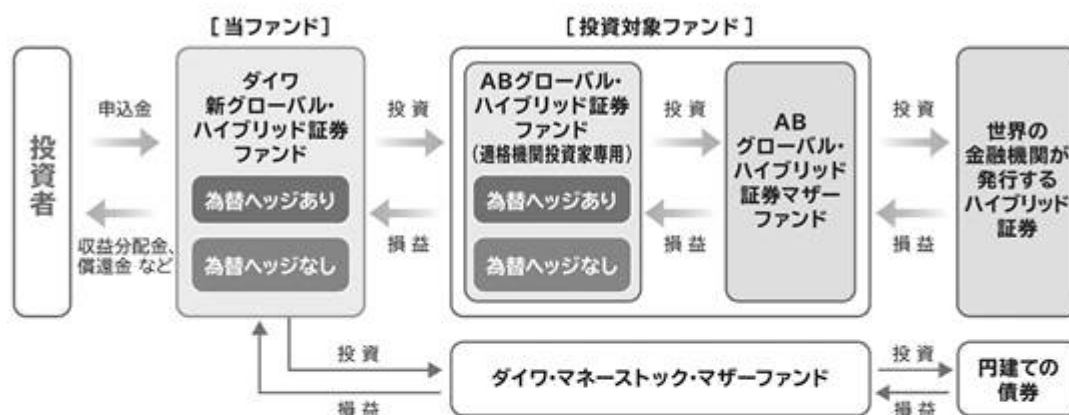
スイッチング(乗換え)について

◆「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）はアライアンス・バーンスタイン株式会社が設定・運用を行ないます。
- ◆投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

通常の状態、ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

4 毎年2月18日および8月18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

＜投資対象ファンドの概要＞

1. ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
2. ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

基本方針	＜ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）＞（以下、「ベビーファンド」） ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンド（以下、「マザーファンド」）の受益証券を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 ＜マザーファンド＞ 信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
------	---

主要投資対象	<ベビーファンド> マザーファンドの受益証券 <マザーファンド> 世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券(劣後債、優先証券) を主要投資対象とします。 CoCo条項が付帯されているものを含みます。
--------	--

投資態度	<ベビーファンド> 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券（劣後債、優先証券）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 CoCo条項が付帯されているものを含みます。 マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。 マザーファンドにおけるハイブリッド証券への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 a)ハイブリッド証券への投資にあたっては、G-SIFIs（Global Systemically Important Financial Institutions）に指定された金融機関（関連会社等を含みます。）が発行する銘柄を中心に投資を行ないます。 利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券にも投資します。 b)ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、利回り水準や信用力等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 c)ハイブリッド証券への投資割合は、高位とすることを原則とします。ただし、CoCo条項が付帯されているハイブリッド証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。 d)デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。 e)投資環境の変化や流動性の確保等を目的に先進国の国債等に投資する場合があります。 （為替ヘッジあり） 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減をめざします。 （為替ヘッジなし） 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 <マザーファンド> 主として、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券（劣後債、優先証券）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 CoCo条項が付帯されているものを含みます。 ハイブリッド証券への投資にあたっては、G-SIFIs（Global Systemically Important Financial Institutions）に指定された金融機関（関連会社等を含みます。）が発行する銘柄を中心に投資を行ないます。
------	---

	利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券にも投資します。 ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、利回り水準や信用力等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 ハイブリッド証券への投資割合は、高位とすることを原則とします。ただし、CoCo条項が付帯されているハイブリッド証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。 デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 投資環境の変化や流動性の確保等を目的に先進国の国債等に投資する場合があります。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
ベンチマーク	なし

主な投資制限	<ベビーファンド> 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合は、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 <マザーファンド> 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
決算日	毎年1月18日および7月18日（休業日の場合翌営業日）

信託期間	約5年（信託終了日：2020年8月17日）
収益分配方針	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「投資態度」に基づいて運用を行ないます。
購入時手数料	なし
運用管理費用（信託報酬）等	純資産総額に対し、年率0.5724%（税抜0.53%）を乗じて得た額とします。 消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、0.583%となります。 * 運用管理費用の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2015年8月20日
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
運用委託先	<マザーファンド> 委託会社は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の者に委託することができます。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。 ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（米国） ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド（英国） ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド （為替ヘッジあり） マザーファンドと同じ。
受託会社	株式会社りそな銀行

３．ダイワ・マネースtock・マザーファンド

運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券

投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2010年3月5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
運用管理費用 （信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

2015年8月19日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。
		受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3 ）	

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2		損益 ↑ ↓ 信託金（ 3）
受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
		損益 ↑ ↓ 投資
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

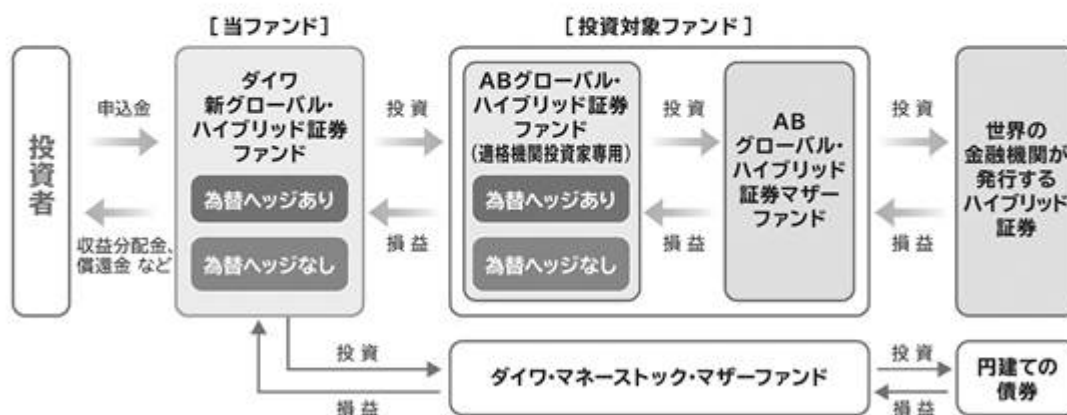
(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）はアライアンス・バーンスタイン株式会社が設定・運用を行ないます。
- ◆投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券に投資します。



< 委託会社の概況（2019年2月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 為替ヘッジあり >

主要投資対象

次の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とします。

1. ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）（以下「ハイブリッド証券F（為替ヘッジあり）」といいます。）の受益証券
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、ハイブリッド証券F（為替ヘッジあり）の受益証券を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券（劣後債、優先証券）（ ）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

C o C o条項が付帯されているものを含みます。

ロ. 当ファンドは、ハイブリッド証券F（為替ヘッジあり）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ハイブリッド証券F（為替ヘッジあり）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ハイブリッド証券F（為替ヘッジあり）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

主要投資対象

次の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とします。

1. ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）（以下「ハイブリッド証券F（為替ヘッジなし）」といいます。）の受益証券
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、ハイブリッド証券F（為替ヘッジなし）の受益証券を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券（劣後債、優先証券）（ ）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

C o C o条項が付帯されているものを含みます。

ロ. 当ファンドは、ハイブリッド証券F（為替ヘッジなし）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ハイブリッド証券F（為替ヘッジなし）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ハイブリッド証券F（為替ヘッジなし）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり） （適格機関投資家専用）
選定の方針	世界の金融機関（関連会社等を含む。）が発行するハイブリッド証券(劣後債、優先証券)に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざすファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし） （適格機関投資家専用）
選定の方針	世界の金融機関（関連会社等を含む。）が発行するハイブリッド証券(劣後債、優先証券)に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざすファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<為替ヘッジあり>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託の受益証券、次の2. に掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

2. ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）の受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.および前2.の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<為替ヘッジなし>

（＜為替ヘッジあり＞と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託の受益証券、次の2．に掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）、ならびに次の3．から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）の受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.および前2.の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（＜為替ヘッジあり＞と同規定）

（＜為替ヘッジあり＞と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンドの受益証券を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。
主要な投資対象	ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンドの受益証券を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券(劣後債、優先証券)に投資します。

委託会社の名称	アライアンス・バーンスタイン株式会社
---------	--------------------

2. 為替ヘッジなし

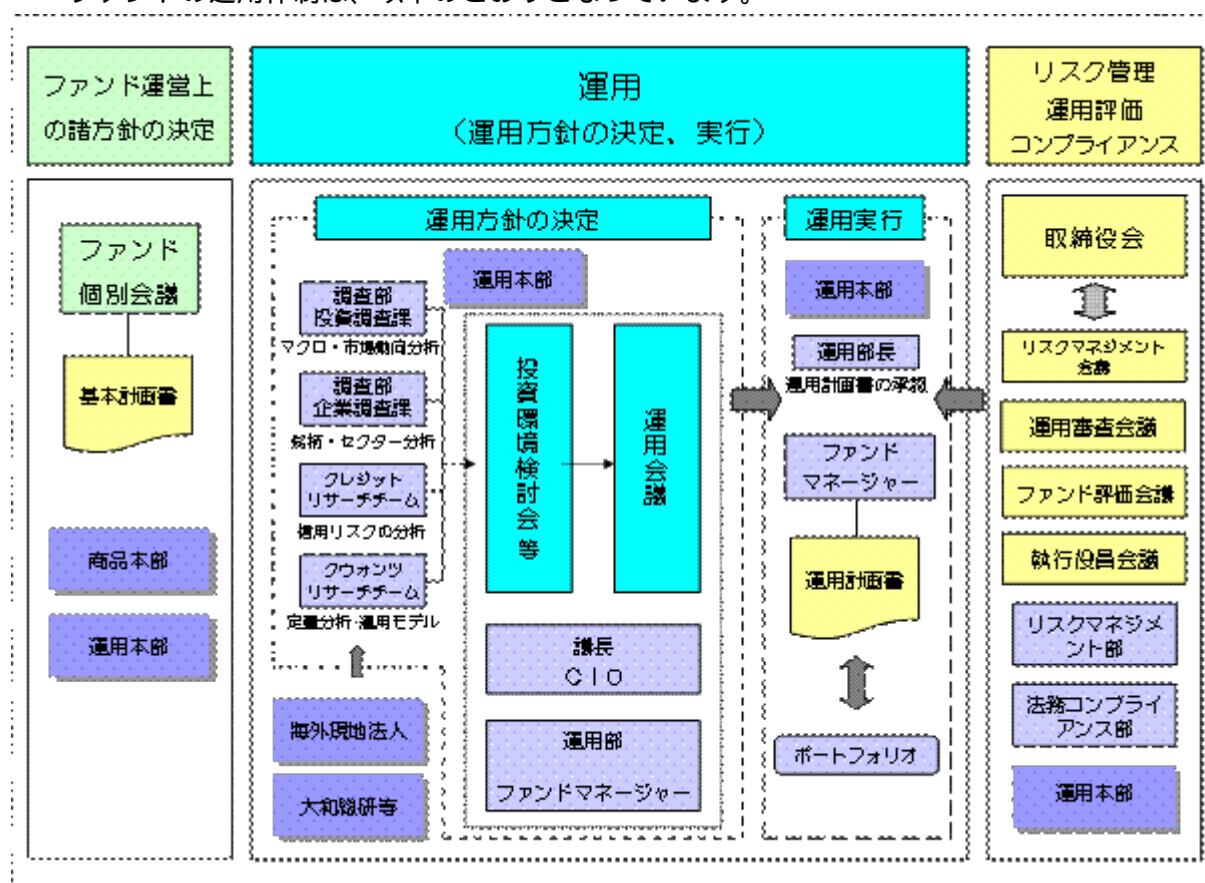
投資先ファンドの名称	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンドの受益証券を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
主要な投資対象	ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンドの受益証券を通じて、世界の金融機関（関連会社等を含みます。）が発行するハイブリッド証券(劣後債、優先証券)に投資します。
委託会社の名称	アライアンス・バーンスタイン株式会社

くわしくは、「1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

二．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2019年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有

価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > 投資対象ファンドについて

１．ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

２．ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照下さい。

３．ダイワ・マネースtock・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照下さい。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

３ 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、ハイブリッド証券、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

ハイブリッド証券の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、ハイブリッド証券の価格下落の要因となると考えられます。ハイブリッド証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。

また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。

< 劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）>

一般的に、ハイブリッド証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元利金の支払いを受けることができません。

また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

< 繰上償還延期リスク>

一般的に、ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

< 利払繰延リスク>

ハイブリッド証券には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

< 損失負担条項に伴うリスク>

ハイブリッド証券のなかには、CoCo債など、監督官庁により発行体が実質破綻状態にあると判断された場合や発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合に、元本の一部またはすべてが削減される、または発行体の普通株式に転換されるなどの条項が実質的に付されているものがあります。

元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担することになり、元利金の弁済を受けられない場合があります。また元利金がすべて受け取れなくなることもあります。

普通株式に転換された場合には、その価値が元本を大きく下回ることがあります。

損失負担条項に該当しない場合であっても、CoCo債など損失負担条項のあるハイブリッド証券は、相対的に価格変動リスクや信用リスクが高いため、条項のないハイブリッド証券以上に市場価格が下落する場合があります。また、国際的な金融危機が発生した場合には、複数のハイブリッド証券が同時に損失負担条項に該当する可能性があるため、当ファンドの基準価額が大幅に下落する場合があります。

組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還

金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともありま
す。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込む
ことがあります。

特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは、金融機関が発行したハイブリッド証券に集中的に投資するため個別金融機関の財務
状況および業績等に加え、金融監督当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の
要因による影響を受けます。幅広い業種に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくな
る可能性があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変
動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の
要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円
高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただ
し、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が
組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、
さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ない
ません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取
引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用
が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないこ
とがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で
売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消することがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

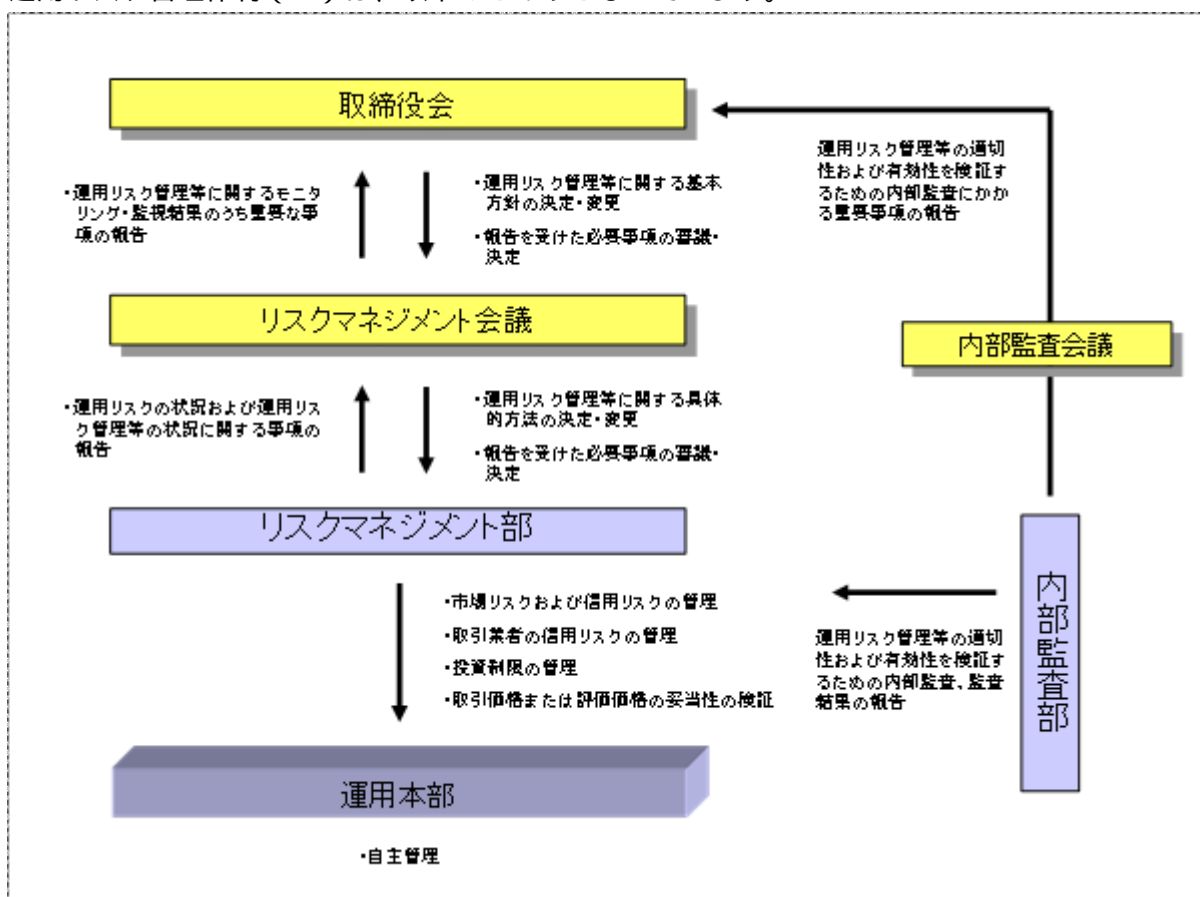
(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ハイブリッド証券に関する規制や基準の変更等がハイブリッド証券市場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社は、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

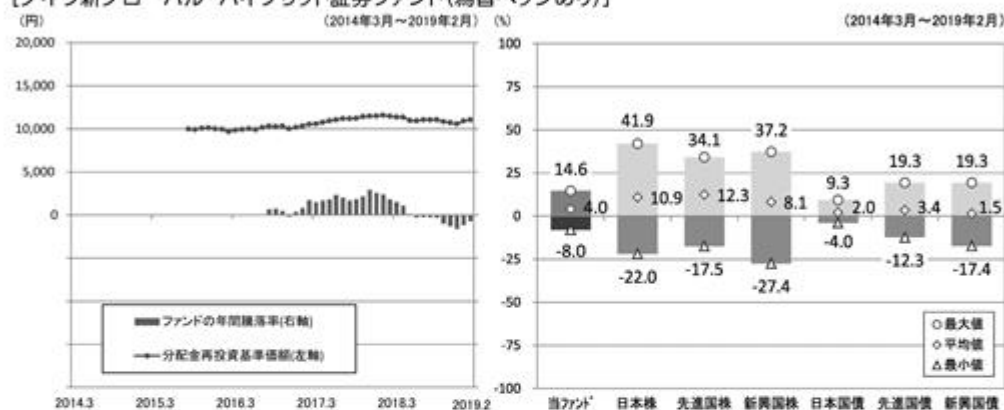
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

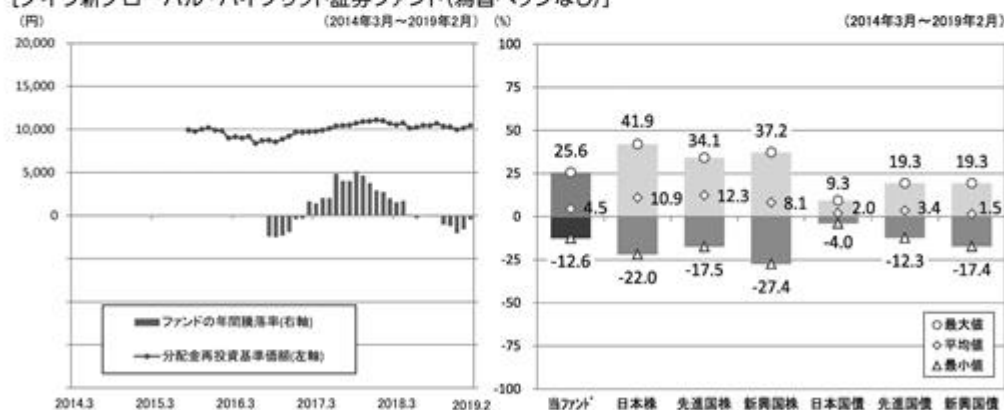
ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

【ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)】



【ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし)】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、3.3%となります。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.269%（税抜1.175%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.2925%となります。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.40% （税抜）	年率0.75% （税抜）	年率0.025% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の<投資対象ファンドの概要>をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.8414%（税込）程度です。

消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.8755%となります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解

約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合

には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- （ ）上記は、2019年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【投資状況】（2019年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		4,837,222,147	99.23
	内 日本	4,837,222,147	99.23
親投資信託受益証券		998	0.00
	内 日本	998	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		37,698,913	0.77
純資産総額		4,874,922,058	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2019年2月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	4,947,046,582	0.9681 4,789,235,796	0.9778 4,837,222,147	99.23
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	997	1.0020 998	1.0020 998	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.23%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2016年2月18日)	10,832,860,115	10,980,468,506	0.9541	0.9671
第2計算期間末 (2016年8月18日)	11,269,377,881	11,532,200,070	0.9862	1.0092
第3計算期間末 (2017年2月20日)	9,093,677,652	9,278,675,275	0.9831	1.0031
第4計算期間末 (2017年8月18日)	7,876,110,833	8,039,317,786	1.0376	1.0591
第5計算期間末 (2018年2月19日)	7,107,868,675	7,237,382,737	1.0427	1.0617
2018年2月末日	7,070,110,700	-	1.0427	-
3月末日	6,842,711,134	-	1.0326	-
4月末日	6,840,166,370	-	1.0317	-
5月末日	6,336,709,453	-	0.9973	-
6月末日	6,261,911,322	-	0.9936	-
7月末日	6,142,026,942	-	1.0055	-
第6計算期間末 (2018年8月20日)	5,831,135,846	5,928,926,760	0.9839	1.0004
8月末日	5,808,603,870	-	0.9875	-
9月末日	5,556,729,799	-	0.9881	-
10月末日	5,298,801,352	-	0.9698	-
11月末日	5,066,255,689	-	0.9588	-
12月末日	4,889,147,851	-	0.9453	-
2019年1月末日	4,970,477,696	-	0.9755	-

第7計算期間末 (2019年2月18日)	4,850,575,425	4,938,827,351	0.9618	0.9793
2月末日	4,874,922,058	-	0.9711	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0130
第2計算期間	0.0230
第3計算期間	0.0200
第4計算期間	0.0215
第5計算期間	0.0190
第6計算期間	0.0165
第7計算期間	0.0175

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.3
第2計算期間	5.8
第3計算期間	1.7
第4計算期間	7.7
第5計算期間	2.3
第6計算期間	4.1
第7計算期間	0.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	3,747,729,358	407,809,642
第2計算期間	545,848,370	473,288,348
第3計算期間	472,684,201	2,649,854,717
第4計算期間	423,693,027	2,082,553,099
第5計算期間	104,243,755	878,735,249
第6計算期間	117,142,599	1,006,950,130
第7計算期間	6,626,285	890,381,117

(注) 当初設定数量は8,014,571,959口です。

(参考) 投資信託証券

ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

(1) 投資状況

ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

2019年 2月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,881,990,889	100.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	44,663,216	0.92
合計(純資産総額)		4,837,327,673	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2019年 2月28日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	A B グローバル・ハイブリッド証 券マザーファンド	4,393,044,983	1.0672	4,688,257,606	1.1113	4,881,990,889	100.92

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2019年 2月28日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.92
合計		100.92

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）

A B グローバル・ハイブリッド証券マザーファンド

（１）投資状況

A B グローバル・ハイブリッド証券マザーファンド

2019年 2月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	--------	---------	---------

社債券	アメリカ	2,037,254,832	33.98
	ドイツ	201,328,533	3.35
	イタリア	571,518,502	9.53
	フランス	355,839,245	5.93
	オランダ	102,530,336	1.71
	スペイン	775,483,005	12.93
	フィンランド	103,192,056	1.72
	イギリス	1,059,532,201	17.67
	スイス	470,238,954	7.84
	スウェーデン	137,818,961	2.29
	デンマーク	56,893,699	0.94
	小計	5,871,630,324	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	122,590,834	2.04
合計(純資産総額)		5,994,221,158	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

参考情報 ＡＢグローバル・ハイブリッド証券マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

2019年 2月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	1,990,000	14,251.57	283,606,332	14,121.82	281,024,374	6	2099年 9 月29日	4.68
2	イギリス	社債券	STANDARD CHARTERED PLC	3,100,000	9,583.49	297,088,250	8,814.60	273,252,863	4.2605	2099年 7 月30日	4.55
3	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & CO	2,330,000	11,467.17	267,185,137	11,657.09	271,610,280	5.875	2099年12 月15日	4.53
4	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	2,035,000	13,690.22	278,596,132	13,268.14	270,006,761	8.05	2027年 6 月15日	4.50
5	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER SA	2,000,000	13,712.28	274,245,750	13,460.10	269,202,150	6.75	2099年10 月25日	4.49
6	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	2,600,000	10,634.65	276,500,910	10,311.79	268,106,721	5.123	2099年 9 月30日	4.47
7	フランス	社債券	CREDIT AGRICOLE SA	2,005,000	11,932.38	239,244,294	12,320.42	247,024,596	8.125	2099年12 月23日	4.12
8	スペイン	社債券	CAIXABANK	1,800,000	13,739.64	247,313,682	13,155.97	236,807,611	6.75	2099年12 月13日	3.95

9	イタリア	社債券	UNICREDIT SPA	1,578,000	14,804.22	233,610,701	14,383.59	226,973,061	6.95	2022年10月31日	3.78
10	ドイツ	社債券	ALLIANZ SE	1,500,000	13,163.66	197,455,048	13,421.90	201,328,533	3.099	2047年 7月 6日	3.35
11	イタリア	社債券	INTESA SANPAOLO SPA	1,889,000	10,195.60	192,594,982	10,273.87	194,073,582	5.017	2024年 6月26日	3.23
12	アメリカ	社債券	LIBERTY MUTUAL GROUP	1,500,000	13,079.00	196,185,019	12,592.72	188,890,882	7.8	2037年 3月15日	3.15
13	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	1,600,000	11,290.22	180,643,596	11,299.42	180,790,831	5.95	2099年 7月30日	3.01
14	アメリカ	社債券	CITIGROUP CAPITAL XVIII	1,341,000	13,175.10	176,678,155	13,360.11	179,159,078	1.79256	2067年 6月28日	2.98
15	スイス	社債券	CREDIT SUISSE GROUP	1,595,000	11,007.28	175,566,188	11,103.07	177,094,065	6.25	2099年12月18日	2.95
16	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	1,545,000	10,944.64	169,094,734	11,006.39	170,048,842	5.15	2099年11月 1日	2.83
17	イギリス	社債券	AVIVA PLC	1,100,000	15,041.02	165,451,263	14,453.06	158,983,729	6.125	2043年 7月 5日	2.65
18	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	1,230,000	11,776.61	144,852,320	12,035.38	148,035,198	6.3	2099年 9月10日	2.46
19	スペイン	社債券	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	1,000,000	14,263.93	142,639,313	14,182.85	141,828,554	8.875	2099年10月14日	2.36
20	スイス	社債券	UBS GROUP AG	1,000,000	13,759.57	137,595,712	13,748.09	137,480,970	5.75	2099年 2月19日	2.29
21	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	1,250,000	10,246.27	128,078,410	10,223.65	127,795,691	4.625	2099年11月 1日	2.13
22	スペイン	社債券	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	1,000,000	13,028.87	130,288,797	12,764.46	127,644,690	5.875	2099年11月24日	2.12
23	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	1,000,000	12,090.59	120,905,952	12,159.33	121,593,346	6.75	2099年 8月 1日	2.02
24	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	1,000,000	11,495.11	114,951,124	11,638.68	116,386,891	6.25	2099年 8月15日	1.94
25	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	955,000	11,810.31	112,788,516	12,028.28	114,870,134	6.5	2099年10月23日	1.91

26	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,118,000	10,382.42	116,075,469	10,140.61	113,372,061	5	2099年11 月10日	1.89
27	イタリア	社債券	UNICREDIT SPA	800,000	14,550.02	116,400,235	13,934.58	111,476,673	9.25	2099年12 月 3日	1.85
28	フィンラ ンド	社債券	NORDEA BANK AB	880,000	11,660.80	102,615,068	11,726.37	103,192,056	3.5	2099年 3 月12日	1.72
29	オランダ	社債券	COOPERATIEVE RABOBANK UA	800,000	12,615.30	100,922,436	12,816.29	102,530,336	4.625	2099年12 月29日	1.71
30	スイス	社債券	CREDIT SUISSE GROUP	728,000	11,669.06	84,950,811	11,863.08	86,363,295	7.5	2099年12 月11日	1.44

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）償還日が「2099年」の証券は永久債であり、永久債には償還日がないため、仮置きの日付を入れております。

種類別及び業種別の投資比率

2019年 2月28日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
社債券	外国	97.95
合計		97.95

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（2019年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	46,409,244,561	100.00
純資産総額	46,409,244,561	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2019年2月28日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

□．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

● ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)

2019年2月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,711円
純資産総額	48億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.4%
3カ月間	3.1%
6カ月間	0.1%
1年間	-3.6%
3年間	14.2%
5年間	-
設定来	10.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 340円 設定来分配金合計額: 1,305円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	16年2月	16年8月	17年2月	17年8月	18年2月	18年8月	19年2月				
分配金	130円	230円	200円	215円	190円	165円	175円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

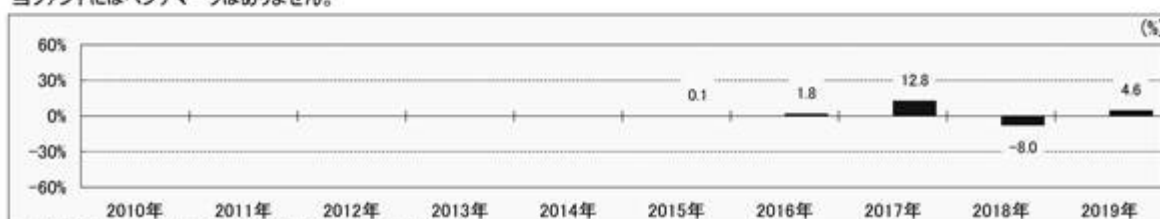
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
アライアンス・バーンスタイン	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	99.2%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	0.0%
合計		99.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2015年は設定日(8月19日)から年末、2019年は2月28日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし)】

(1) 【投資状況】(2019年2月28日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		1,111,608,772	99.52
	内 日本	1,111,608,772	99.52
親投資信託受益証券		998	0.00
	内 日本	998	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,375,695	0.48
純資産総額		1,116,985,465	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2019年2月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1,209,848,468	0.9038 1,093,461,045	0.9188 1,111,608,772	99.52
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	997	1.0020 998	1.0020 998	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.52%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2016年2月18日)	2,930,269,031	2,971,446,227	0.8895	0.9020
第2計算期間末 (2016年8月18日)	2,289,218,299	2,338,726,996	0.8092	0.8267
第3計算期間末 (2017年2月20日)	1,820,658,633	1,864,815,255	0.9071	0.9291
第4計算期間末 (2017年8月18日)	2,062,928,520	2,092,963,765	0.9616	0.9756
第5計算期間末 (2018年2月19日)	1,438,604,006	1,465,287,634	0.9704	0.9884
2018年2月末日	1,444,265,347	-	0.9724	-
3月末日	1,412,778,716	-	0.9573	-
4月末日	1,437,105,668	-	0.9782	-
5月末日	1,310,555,003	-	0.9237	-
6月末日	1,317,974,508	-	0.9321	-
7月末日	1,335,291,680	-	0.9525	-
第6計算期間末 (2018年8月20日)	1,277,792,505	1,299,336,841	0.9193	0.9348
8月末日	1,291,859,349	-	0.9348	-
9月末日	1,293,784,706	-	0.9560	-
10月末日	1,236,791,972	-	0.9275	-
11月末日	1,189,685,450	-	0.9211	-
12月末日	1,121,262,800	-	0.8922	-
2019年1月末日	1,131,813,389	-	0.9083	-
第7計算期間末 (2019年2月18日)	1,107,115,073	1,127,985,016	0.9018	0.9188
2月末日	1,116,985,465	-	0.9163	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0125

第2計算期間	0.0175
第3計算期間	0.0220
第4計算期間	0.0140
第5計算期間	0.0180
第6計算期間	0.0155
第7計算期間	0.0170

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	9.8
第2計算期間	7.1
第3計算期間	14.8
第4計算期間	7.6
第5計算期間	2.8
第6計算期間	3.7
第7計算期間	0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	850,765,578	145,407,289
第2計算期間	12,888,813	477,996,093
第3計算期間	20,824,198	842,773,405
第4計算期間	642,472,604	504,217,100
第5計算期間	31,289,269	694,240,165
第6計算期間	17,943,344	110,409,959
第7計算期間	8,542,551	170,855,996

(注) 当初設定数量は2,588,817,401口です。

(参考) 投資信託証券

ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

(1) 投資状況

ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

2019年 2月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,112,364,650	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	727,709	0.06
合計(純資産総額)		1,111,636,941	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2019年 2月28日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	A Bグローバル・ハイブリッド証券 マザーファンド	1,000,958,023	1.0672	1,068,222,403	1.1113	1,112,364,650	100.06

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2019年 2月28日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.06
合計		100.06

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）

A Bグローバル・ハイブリッド証券マザーファンド

（１）投資状況

A Bグローバル・ハイブリッド証券マザーファンド

2019年 2月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	2,037,254,832	33.98
	ドイツ	201,328,533	3.35
	イタリア	571,518,502	9.53
	フランス	355,839,245	5.93
	オランダ	102,530,336	1.71
	スペイン	775,483,005	12.93
	フィンランド	103,192,056	1.72
	イギリス	1,059,532,201	17.67
	スイス	470,238,954	7.84
	スウェーデン	137,818,961	2.29
	デンマーク	56,893,699	0.94
	小計	5,871,630,324	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	122,590,834	2.04
合計(純資産総額)		5,994,221,158	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

参考情報 A B グローバル・ハイブリッド証券マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

2019年 2月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	1,990,000	14,251.57	283,606,332	14,121.82	281,024,374	6	2099年 9 月29日	4.68
2	イギリス	社債券	STANDARD CHARTERED PLC	3,100,000	9,583.49	297,088,250	8,814.60	273,252,863	4.2605	2099年 7 月30日	4.55
3	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & CO	2,330,000	11,467.17	267,185,137	11,657.09	271,610,280	5.875	2099年12 月15日	4.53
4	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	2,035,000	13,690.22	278,596,132	13,268.14	270,006,761	8.05	2027年 6 月15日	4.50
5	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER SA	2,000,000	13,712.28	274,245,750	13,460.10	269,202,150	6.75	2099年10 月25日	4.49
6	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLAND GRP PLC	2,600,000	10,634.65	276,500,910	10,311.79	268,106,721	5.123	2099年 9 月30日	4.47
7	フランス	社債券	CREDIT AGRICOLE SA	2,005,000	11,932.38	239,244,294	12,320.42	247,024,596	8.125	2099年12 月23日	4.12
8	スペイン	社債券	CAIXABANK	1,800,000	13,739.64	247,313,682	13,155.97	236,807,611	6.75	2099年12 月13日	3.95
9	イタリア	社債券	UNICREDIT SPA	1,578,000	14,804.22	233,610,701	14,383.59	226,973,061	6.95	2022年10 月31日	3.78
10	ドイツ	社債券	ALLIANZ SE	1,500,000	13,163.66	197,455,048	13,421.90	201,328,533	3.099	2047年 7 月 6日	3.35
11	イタリア	社債券	INTESA SANPAOLO SPA	1,889,000	10,195.60	192,594,982	10,273.87	194,073,582	5.017	2024年 6 月26日	3.23
12	アメリカ	社債券	LIBERTY MUTUAL GROUP	1,500,000	13,079.00	196,185,019	12,592.72	188,890,882	7.8	2037年 3 月15日	3.15
13	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	1,600,000	11,290.22	180,643,596	11,299.42	180,790,831	5.95	2099年 7 月30日	3.01
14	アメリカ	社債券	CITIGROUP CAPITAL XVIII	1,341,000	13,175.10	176,678,155	13,360.11	179,159,078	1.79256	2067年 6 月28日	2.98
15	スイス	社債券	CREDIT SUISSE GROUP	1,595,000	11,007.28	175,566,188	11,103.07	177,094,065	6.25	2099年12 月18日	2.95

16	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	1,545,000	10,944.64	169,094,734	11,006.39	170,048,842	5.15	2099年11 月 1日	2.83
17	イギリス	社債券	AVIVA PLC	1,100,000	15,041.02	165,451,263	14,453.06	158,983,729	6.125	2043年 7 月 5日	2.65
18	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	1,230,000	11,776.61	144,852,320	12,035.38	148,035,198	6.3	2099年 9 月10日	2.46
19	スペイン	社債券	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	1,000,000	14,263.93	142,639,313	14,182.85	141,828,554	8.875	2099年10 月14日	2.36
20	スイス	社債券	UBS GROUP AG	1,000,000	13,759.57	137,595,712	13,748.09	137,480,970	5.75	2099年 2 月19日	2.29
21	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	1,250,000	10,246.27	128,078,410	10,223.65	127,795,691	4.625	2099年11 月 1日	2.13
22	スペイン	社債券	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	1,000,000	13,028.87	130,288,797	12,764.46	127,644,690	5.875	2099年11 月24日	2.12
23	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	1,000,000	12,090.59	120,905,952	12,159.33	121,593,346	6.75	2099年 8 月 1日	2.02
24	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	1,000,000	11,495.11	114,951,124	11,638.68	116,386,891	6.25	2099年 8 月15日	1.94
25	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	955,000	11,810.31	112,788,516	12,028.28	114,870,134	6.5	2099年10 月23日	1.91
26	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,118,000	10,382.42	116,075,469	10,140.61	113,372,061	5	2099年11 月10日	1.89
27	イタリア	社債券	UNICREDIT SPA	800,000	14,550.02	116,400,235	13,934.58	111,476,673	9.25	2099年12 月 3日	1.85
28	フィンラ ンド	社債券	NORDEA BANK AB	880,000	11,660.80	102,615,068	11,726.37	103,192,056	3.5	2099年 3 月12日	1.72
29	オランダ	社債券	COOPERATIEVE RABOBANK UA	800,000	12,615.30	100,922,436	12,816.29	102,530,336	4.625	2099年12 月29日	1.71
30	スイス	社債券	CREDIT SUISSE GROUP	728,000	11,669.06	84,950,811	11,863.08	86,363,295	7.5	2099年12 月11日	1.44

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）償還日が「2099年」の証券は永久債であり、永久債には償還日がないため、仮置きの日付を入れております。

種類別及び業種別の投資比率

2019年 2月28日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
社債券	外国	97.95

合計	97.95
----	-------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

● ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし)

2019年2月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,163円
純資産総額	11億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.8%
3カ月間	1.4%
6カ月間	-0.1%
1年間	-2.4%
3年間	16.0%
5年間	-
設定来	4.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 325円 設定来分配金合計額: 1,165円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	16年2月	16年8月	17年2月	17年8月	18年2月	18年8月	19年2月				
分配金	125円	175円	220円	140円	180円	155円	170円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

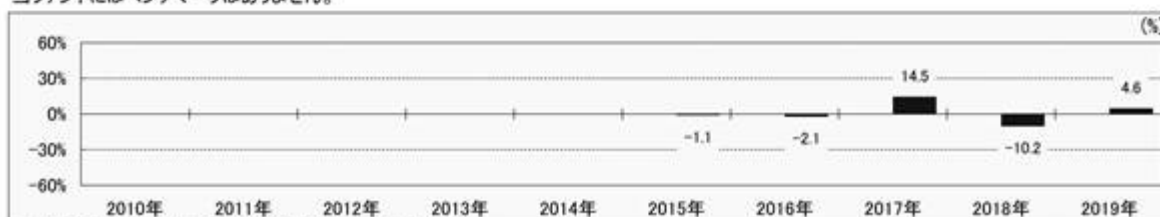
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
アライアンス・バーンスタイン	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	99.5%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	0.0%
合計		99.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日(8月19日)から年末、2019年は2月28日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・に掲げる日（休業日を除きます。）の前営業日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・に掲げる日（休業日を除きます。）の前営業日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受け付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり / 為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）の受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・ ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・ 委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2015年8月19日から2020年8月18日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年2月19日から8月18日まで、および8月19日から翌年2月18日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

< 為替ヘッジあり >

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とするABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

<為替ヘッジなし>

- 1.（＜為替ヘッジあり＞の1.と同規定）
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とするABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3.（＜為替ヘッジあり＞の3.と同規定）
- 4.（＜為替ヘッジあり＞の4.と同規定）
- 5.（＜為替ヘッジあり＞の5.と同規定）
- 6.（＜為替ヘッジあり＞の6.と同規定）
- 7.（＜為替ヘッジあり＞の7.と同規定）
- 8.（＜為替ヘッジあり＞の8.と同規定）
- 9.（＜為替ヘッジあり＞の9.と同規定）

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成30年8月21日から平成31年2月18日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	114,873,310	-
コール・ローン	97,332,112	178,980,139
投資信託受益証券	5,778,555,621	4,819,167,776
親投資信託受益証券	999	998
流動資産合計	5,990,762,042	4,998,148,913
資産合計	5,990,762,042	4,998,148,913
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	97,790,914	88,251,926
未払解約金	19,990,000	25,843,309
未払受託者報酬	884,604	707,750
未払委託者報酬	40,693,864	32,558,114
その他未払費用	266,814	212,389
流動負債合計	159,626,196	147,573,488
負債合計	159,626,196	147,573,488
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 5,926,722,084	¹ 5,042,967,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 95,586,238	² 192,391,827
（分配準備積立金）	247,119,217	209,069,495
元本等合計	5,831,135,846	4,850,575,425
純資産合計	5,831,135,846	4,850,575,425
負債純資産合計	5,990,762,042	4,998,148,913

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成30年2月20日 至 平成30年8月20日	第7期 自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
営業収益		
受取配当金	143,627,498	122,440,031
受取利息	40	27
有価証券売買等損益	376,896,803	119,387,846
営業収益合計	233,269,265	3,052,212
営業費用		
支払利息	17,968	16,712
受託者報酬	884,604	707,750
委託者報酬	40,693,864	32,558,114
その他費用	293,150	224,623
営業費用合計	41,889,586	33,507,199
営業損失（ ）	275,158,851	30,454,987
経常損失（ ）	275,158,851	30,454,987
当期純損失（ ）	275,158,851	30,454,987
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	25,300,583	7,661,150
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	291,339,060	95,586,238
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,628,629	14,360,457
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	14,360,457
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,628,629	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,904,745	120,283
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,904,745	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	120,283
分配金	1 97,790,914	1 88,251,926
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	95,586,238	192,391,827

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期	
	自 平成30年8月21日	至 平成31年2月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成30年8月18日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成30年8月20日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期	第7期
	平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
1. 1 期首元本額	6,816,529,615円	5,926,722,084円
期中追加設定元本額	117,142,599円	6,626,285円
期中一部解約元本額	1,006,950,130円	890,381,117円

2.	計算期間末日における受益権の総数	5,926,722,084口	5,042,967,252口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は95,586,238円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は192,391,827円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期	第7期
	自 平成30年2月20日 至 平成30年8月20日	自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（97,839,449円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,943,725円）及び分配準備積立金（247,070,682円）より分配対象額は355,853,856円（1万口当たり600.42円）であり、うち97,790,914円（1万口当たり165円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（87,293,890円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,572,257円）及び分配準備積立金（210,027,531円）より分配対象額は306,893,678円（1万口当たり608.56円）であり、うち88,251,926円（1万口当たり175円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期
	自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 平成31年2月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	345,036,543	109,422,193
親投資信託受益証券	0	1
合計	345,036,543	109,422,194

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9839円 (9,839円)	0.9618円 (9,618円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	4,977,964,855	4,819,167,776	
投資信託受益証券 合計			4,819,167,776	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	997	998	
親投資信託受益証券 合計			998	
合計			4,819,168,774	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、第6期（平成30年1月19日から平成30年7月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

A B グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

（１） 貸借対照表

（単位：円）

	第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,858	12,713,426
親投資信託受益証券	7,091,064,329	6,037,844,780
派生商品評価勘定	63,694,012	307,470
未収入金	193,000,000	243,100,000

流動資産合計	7,347,770,199	6,293,965,676
資産合計	7,347,770,199	6,293,965,676
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,644,220	83,295,629
未払収益分配金	169,496,720	143,627,498
未払解約金	-	80,000,000
未払受託者報酬	1,032,170	897,068
未払委託者報酬	20,849,836	18,120,623
未払利息	-	37
その他未払費用	378,000	378,000
流動負債合計	201,400,946	326,318,855
負債合計	201,400,946	326,318,855
純資産の部		
元本等		
元本	6,726,060,318	6,009,518,763
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	420,308,935	41,871,942
（分配準備積立金）	432,993,821	387,116,058
元本等合計	7,146,369,253	5,967,646,821
純資産合計	7,146,369,253	5,967,646,821
負債純資産合計	7,347,770,199	6,293,965,676

（２） 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期	第6期
	(自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	(自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	557,666,843	306,459,911
為替差損益	140,692,031	30,773,117
営業収益合計	416,974,812	275,686,794
営業費用		
支払利息	9,404	11,915
受託者報酬	1,032,170	897,068
委託者報酬	20,849,836	18,120,623
その他費用	389,802	378,538
営業費用合計	22,281,212	19,408,144
営業利益又は営業損失（ ）	394,693,600	295,094,938
経常利益又は経常損失（ ）	394,693,600	295,094,938
当期純利益又は当期純損失（ ）	394,693,600	295,094,938

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	23,696,623	21,318,479
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	248,623,089	420,308,935
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,814,411	44,776,920
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,814,411	44,776,920
分配金	169,496,720	143,627,498
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	420,308,935	41,871,942

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成30年1月19日から平成30年7月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,726,060,318口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,009,518,763口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 - 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 41,871,942円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0625円 (10,000口当たり純資産額 10,625円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9930円 (10,000口当たり純資産額 9,930円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)																																								
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円 2. 分配金の計算過程 平成29年7月19日から平成30年1月18日まで 計算期末における分配対象金額612,536,749円（10,000口当たり910円）のうち、169,496,720円（10,000口当たり252円）を分配金額としております。 <table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 181,695,047円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B 189,301,930円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 10,046,208円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 231,493,564円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 612,536,749円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 6,726,060,318口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 910円</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 252円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 169,496,720円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 181,695,047円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 189,301,930円	収益調整金額	C 10,046,208円	分配準備積立金額	D 231,493,564円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 612,536,749円	当ファンドの期末残存口数	F 6,726,060,318口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 910円	10,000口当たりの分配額	H 252円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 169,496,720円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円 2. 分配金の計算過程 平成30年1月19日から平成30年7月18日まで 計算期末における分配対象金額539,719,508円（10,000口当たり898円）のうち、143,627,498円（10,000口当たり239円）を分配金額としております。 <table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 143,878,018円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B - 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 8,975,952円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 386,865,538円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 539,719,508円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 6,009,518,763口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 898円</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 239円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 143,627,498円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 143,878,018円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円	収益調整金額	C 8,975,952円	分配準備積立金額	D 386,865,538円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 539,719,508円	当ファンドの期末残存口数	F 6,009,518,763口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 898円	10,000口当たりの分配額	H 239円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 143,627,498円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 181,695,047円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 189,301,930円																																								
収益調整金額	C 10,046,208円																																								
分配準備積立金額	D 231,493,564円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 612,536,749円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 6,726,060,318口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 910円																																								
10,000口当たりの分配額	H 252円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 169,496,720円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 143,878,018円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円																																								
収益調整金額	C 8,975,952円																																								
分配準備積立金額	D 386,865,538円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 539,719,508円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 6,009,518,763口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 898円																																								
10,000口当たりの分配額	H 239円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 143,627,498円																																								

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
(1) 金融商品に対する取組方針	(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を利用しております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左
---	----

２．金融商品の時価等に関する事項

第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 派生商品評価勘定 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第5期 (平成30年 1月18日現在)		第6期 (平成30年 7月18日現在)	
期首元本額	7,642,549,278円	期首元本額	6,726,060,318円
期中追加設定元本額	- 円	期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	916,488,960円	期中一部解約元本額	716,541,555円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	506,113,537	253,581,913
合計	506,113,537	253,581,913

３．デリバティブ取引等関係

第5期（平成30年 1月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	481,004,220	-	478,624,800	2,379,420
	米ドル	342,451,500	-	340,180,200	2,271,300
	ユーロ	138,552,720	-	138,444,600	108,120
	売建	7,438,364,702	-	7,381,935,490	56,429,212
	米ドル	4,001,831,022	-	3,938,641,930	63,189,092
	ユーロ	3,083,082,674	-	3,088,807,610	5,724,936
	英ポンド	353,451,006	-	354,485,950	1,034,944
合計		7,919,368,922	-	7,860,560,290	54,049,792

第6期（平成30年 7月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	150,194,345	-	150,486,900	292,555
	米ドル	68,810,440	-	68,801,900	8,540
	ユーロ	81,383,905	-	81,685,000	301,095
	売建	5,944,301,006	-	6,027,581,720	83,280,714
	米ドル	3,296,099,812	-	3,356,517,610	60,417,798
	ユーロ	2,419,589,146	-	2,440,932,250	21,343,104
	英ポンド	228,612,048	-	230,131,860	1,519,812

合計	6,094,495,351	-	6,178,068,620	82,988,159
----	---------------	---	---------------	------------

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式（平成30年 7月18日現在）

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券（平成30年 7月18日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	A B グローバル・ハイブリッド証券 マザーファンド	5,406,863,778	6,037,844,780	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：101.2%	5,406,863,778	6,037,844,780 100.0%	
	合計			6,037,844,780	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

A B グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,010	10,003
親投資信託受益証券	1,493,407,128	1,320,404,912
未収入金	42,000,000	35,400,000
流動資産合計	1,535,417,138	1,355,814,915
資産合計	1,535,417,138	1,355,814,915
負債の部		
流動負債		

未払収益分配金	35,614,639	31,231,327
未払受託者報酬	250,616	186,705
未払委託者報酬	5,062,396	3,771,429
その他未払費用	108,000	108,000
流動負債合計	41,035,651	35,297,461
負債合計	41,035,651	35,297,461
純資産の部		
元本等		
元本	1,465,623,020	1,388,058,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,758,467	67,541,539
（分配準備積立金）	47,697,958	45,365,248
元本等合計	1,494,381,487	1,320,517,454
純資産合計	1,494,381,487	1,320,517,454
負債純資産合計	1,535,417,138	1,355,814,915

（２） 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	140,446,376	65,566,575
営業収益合計	140,446,376	65,566,575
営業費用		
受託者報酬	250,616	186,705
委託者報酬	5,062,396	3,771,429
その他費用	108,000	108,000
営業費用合計	5,421,012	4,066,134
営業利益又は営業損失（ ）	135,025,364	69,632,709
経常利益又は経常損失（ ）	135,025,364	69,632,709
当期純利益又は当期純損失（ ）	135,025,364	69,632,709
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	33,155,847	6,085,988
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	42,429,711	28,758,467
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,589,426	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,589,426	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,656,126	1,521,958
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,521,958
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,656,126	-
分配金	35,614,639	31,231,327
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,758,467	67,541,539

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成30年1月19日から平成30年7月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,465,623,020口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,388,058,993口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 - 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 67,541,539円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0196円 (10,000口当たり純資産額 10,196円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9513円 (10,000口当たり純資産額 9,513円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から 支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から 支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

平成29年7月19日から平成30年1月18日まで

計算期末における分配対象金額89,139,315円
（10,000口当たり608円）のうち、35,614,639円
（10,000口当たり243円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 38,894,136円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 38,899,510円
収益調整金額	C 5,826,718円
分配準備積立金額	D 5,518,951円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 89,139,315円
当ファンドの期末残存口数	F 1,465,623,020口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 608円
10,000口当たりの分配額	H 243円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 35,614,639円

平成30年1月19日から平成30年7月18日まで

計算期末における分配対象金額82,114,930円
（10,000口当たり591円）のうち、31,231,327円
（10,000口当たり225円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 31,422,891円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 5,518,355円
分配準備積立金額	D 45,173,684円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 82,114,930円
当ファンドの期末残存口数	F 1,388,058,993口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 591円
10,000口当たりの分配額	H 225円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 31,231,327円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
--	--

２．金融商品の時価等に関する事項

第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)	第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第6期 (自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1．元本の移動

第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
期首元本額 1,562,400,464円	期首元本額 1,465,623,020円
期中追加設定元本額 551,656,126円	期中追加設定元本額 - 円
期中一部解約元本額 648,433,570円	期中一部解約元本額 77,564,027円

2．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第5期 (平成30年 1月18日現在)	第6期 (平成30年 7月18日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	103,514,880	57,938,427
合計	103,514,880	57,938,427

3．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（4） 附属明細表

第1．有価証券明細表

（1）株式（平成30年 7月18日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券（平成30年 7月18日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

親投資信託受益証券	日本円	A B グローバル・ハイブリッド証券 マザーファンド	1,182,416,864	1,320,404,912	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	1,182,416,864	1,320,404,912 100.0%	
	合計			1,320,404,912	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは「A B グローバル・ハイブリッド証券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1．「A B グローバル・ハイブリッド証券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成30年 7月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	67,750,847
金銭信託	262,457
コール・ローン	224,074,391
株式	43,989,142
社債券	7,134,066,479
派生商品評価勘定	2,637
未収入金	81,774,651
未収利息	78,010,043
前払費用	6,935,955
流動資産合計	7,636,866,602
資産合計	7,636,866,602
負債の部	
流動負債	
未払解約金	278,500,000
未払利息	656
流動負債合計	278,500,656
負債合計	278,500,656
純資産の部	
元本等	
元本	6,589,280,642
剰余金	

期末剰余金又は期末欠損金（ ）	769,085,304
元本等合計	7,358,365,946
純資産合計	7,358,365,946
負債純資産合計	7,636,866,602

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成30年 1月19日 至 平成30年 7月18日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

(平成30年 7月18日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成30年 1月19日
期首元本額	7,364,220,175円
平成30年1月19日より平成30年7月18日までの期中追加設定元本額	262,550,818円
平成30年1月19日より平成30年7月18日までの期中一部解約元本額	1,037,490,351円
期末元本額	6,589,280,642円

期末元本額の内訳＊	
A B グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	5,406,863,778円
A B グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,182,416,864円
2．平成30年7月18日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1167円
(10,000口当たり純資産額)	(11,167円)

（注1）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1．有価証券明細表

（1）株式（平成30年 7月18日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	STATE STREET CORP Pfd	15,000	25.95	389,250.00	
小計	銘柄数：1			389,250.00	
	組入時価比率：0.6%			(43,989,142) 100.0%	
合 計				43,989,142 (43,989,142)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券（平成30年 7月18日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

社債券	米ドル	AMERICAN INTL GROUP	1,116,000.00	1,100,342.52	
		BANK OF AMERICA CORP	1,600,000.00	1,699,552.00	
		BANK OF AMERICA CORP	955,000.00	1,017,304.20	
		CITIGROUP INC	1,600,000.00	1,629,328.00	
		CITIGROUP INC	1,000,000.00	1,036,810.00	
		COUNTRYWIDE CAPITAL III	2,545,000.00	3,142,591.45	
		CREDIT AGRICOLE SA	2,005,000.00	2,157,881.25	
		CREDIT SUISSE GROUP	336,000.00	342,911.52	
		CREDIT SUISSE GROUP	728,000.00	766,220.00	
		CREDIT SUISSE GROUP	1,595,000.00	1,583,531.95	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,118,000.00	1,046,951.10	
		ING GROEP NV	515,000.00	506,899.05	
		INTESA SANPAOLO SPA	2,400,000.00	2,207,232.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	1,250,000.00	1,155,212.50	
		JPMORGAN CHASE & CO	1,545,000.00	1,525,162.20	
		JPMORGAN CHASE & CO	1,000,000.00	1,090,520.00	
		LIBERTY MUTUAL GROUP	1,500,000.00	1,769,505.00	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	775,000.00	803,341.75	
		ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	2,800,000.00	2,685,760.00	
		ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	452,000.00	485,136.12	
		SOCIETE GENERALE	1,000,000.00	1,060,000.00	
		STANDARD CHARTERED PLC	3,100,000.00	2,679,609.00	
		STANDARD CHARTERED PLC	675,000.00	698,949.00	
		UBS GROUP AG	600,000.00	625,602.00	
		WELLS FARGO & CO	2,330,000.00	2,409,895.70	
	小計	銘柄数：25	34,540,000.00	35,226,248.31	
		組入時価比率：54.1%		(3,980,918,321)	55.8%
	ユーロ	ALLIANZ SE	500,000.00	505,070.00	
		ALLIANZ SE	1,500,000.00	1,565,985.00	
		AVIVA PLC	1,100,000.00	1,312,168.00	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	1,000,000.00	1,131,250.00	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	1,000,000.00	1,033,300.00	
		BANCO SANTANDER SA	2,000,000.00	2,175,000.00	
		BANK OF IRELAND	410,000.00	443,948.00	
		BAWAG GROUP AG	800,000.00	742,024.00	
		BNP PARIBAS	400,000.00	441,980.00	
		CAIXABANK	1,800,000.00	1,961,406.00	
		DANSKE BANK AS	742,000.00	808,030.58	

	小計	HSBC HOLDINGS PLC	1,990,000.00	2,249,237.30	
		INTESA SANPAOLO SPA	915,000.00	1,008,787.50	
		NORDEA BANK AB	1,970,000.00	1,822,033.30	
		ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	150,000.00	146,935.50	
		SOCIETE GENERALE	410,000.00	442,795.90	
		UBS GROUP AG	1,000,000.00	1,091,250.00	
		UNICREDIT SPA	800,000.00	923,152.00	
		UNICREDIT SPA	1,723,000.00	2,022,991.53	
		銘柄数：19	20,210,000.00	21,827,344.61	
				(2,875,534,378)	
	組入時価比率：39.1%		40.3%		
	英ポンド	BARCLAYS PLC	653,000.00	676,762.67	
		CITIGROUP CAPITAL XVIII	1,341,000.00	1,196,601.12	
		小計	銘柄数：2	1,994,000.00	1,873,363.79
				(277,613,780)	
	組入時価比率：3.8%		3.9%		
合計				7,134,066,479	
				(7,134,066,479)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成30年 7月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	140,273,637	-	140,271,000	2,637
	米ドル	87,577,557	-	87,575,000	2,557
	ユーロ	52,696,080	-	52,696,000	80
合計		140,273,637	-	140,271,000	2,637

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,784,431,704	-
コール・ローン	22,694,438,982	86,615,454,603
流動資産合計	49,478,870,686	86,615,454,603
資産合計	49,478,870,686	86,615,454,603
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	588,307	138,893
流動負債合計	588,307	138,893
負債合計	588,307	138,893
純資産の部		
元本等		
元本 1	49,355,333,840	86,438,785,207
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	122,948,539	176,530,503
元本等合計	49,478,282,379	86,615,315,710
純資産合計	49,478,282,379	86,615,315,710
負債純資産合計	49,478,870,686	86,615,454,603

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

自 平成30年8月21日
至 平成31年2月18日
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
1. 1 期首	平成30年2月20日	平成30年8月21日
期首元本額	44,346,203,326円	49,355,333,840円
期中追加設定元本額	45,451,798,037円	65,478,545,984円
期中一部解約元本額	40,442,667,523円	28,395,094,617円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ米国担保付貸付債権 ファンド（為替ヘッジあり）	3,021,993円	- 円
ダイワ米国担保付貸付債権 ファンド（為替ヘッジなし）	1,018,149円	- 円
ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-07	9,963円	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-09	9,963円	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-11	9,962円	9,962円
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド - ロボテック -	947,268円	947,268円
ダイワ/ミレーアセット・イ ンド株式ファンド - インド の匠 -	29,910,270円	29,910,270円
ワールド・フィンテック革命 ファンド（為替ヘッジあり）	998円	998円
ワールド・フィンテック革命 ファンド（為替ヘッジなし）	998円	998円
新興国ソブリン・豪ドルファ ンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ブラジルレ アルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ファンド （為替ヘッジあり/毎月決算 型）	999円	999円
U S 短期ハイ・イールド社債 ファンド（為替ヘッジあり/ 毎月決算型）	102,434円	102,434円

U S 短期高利回り社債ファン ド（為替ヘッジあり / 年1回 決算型）	1,994円	1,994円
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド - ロボテック - （為替ヘッジあり）	39,849円	39,849円
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド（年1回決算型） - ロボテック（年1回） - （為替ヘッジあり）	3,985円	3,985円
iFreeレバレッジ S&P500	- 円	995,814円
ダイワ上場投信 - 日経平均レ バレッジ・インデックス	5,213,001,557円	6,185,935,478円
ダイワ上場投信 - 日経平均ダ ブルインバース・インデック ス	4,027,702,388円	3,538,805,883円
ダイワ上場投信 - TOPIXレバ レッジ（2倍）指数	2,571,660,896円	1,214,665,238円
ダイワ上場投信 - TOPIXダブ ルインバース（-2倍）指数	642,415,250円	1,081,478,250円
ダイワ上場投信 - 日経平均イ ンバース・インデックス	4,805,807,544円	45,221,274,244円
ダイワ上場投信 - TOPIXイン バース（-1倍）指数	2,966,758,220円	7,576,626,493円
ダイワ上場投信 - J P X 日経 400レバレッジ・インデック ス	363,434,650円	293,593,288円
ダイワ上場投信 - J P X 日経 400インバース・インデック ス	2,308,214,689円	2,008,932,965円
ダイワ上場投信 - J P X 日経 400ダブルインバース・イン デックス	205,182,610円	206,182,601円
ダイワ米国投資法人債ファン ド（為替ヘッジあり）2016- 07	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファン ド（部分為替ヘッジあり） 2016-07	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファン ド（為替ヘッジあり）2017- 06	997円	997円

ダイワ米国投資法人債ファンド（部分為替ヘッジあり） 2017-06	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファンド（為替ヘッジあり）2016-10	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファンド（部分為替ヘッジあり） 2016-10	997円	997円
ダイワ日本株式ベア・ファンド（適格機関投資家専用）	11,569,246,365円	4,387,380,620円
低リスク型アロケーション ファンド（金利トレンド判断 付き／適格機関投資家専用）	199,401,795円	199,401,795円
ダイワ日本国債15-20年ラ ダー型ファンド・マネーポー トフォリオ - SLトレード -	56,086,003円	157,363,206円
ダイワ／モルガン・スタン レー新興4カ国不動産関連 ファンド - 成長の槌音（つち おと） -	5,020,480円	5,020,480円
ダイワ／ハリス世界厳選株 ファンド・マネー・ポート フォリオ	207,803,358円	182,264,833円
ダイワ・アセアン内需関連株 ファンド・マネー・ポート フォリオ	182,467,573円	151,773,699円
低リスク型アロケーション ファンド（適格機関投資家専 用）	13,958,125,625円	13,958,125,625円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ド 豪ドル・コース（毎月 分配型）	595,106円	595,106円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ド ブラジル・リアル・ コース（毎月分配型）	987,373円	987,373円

通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレート コンシューマー株式ファン ド 通貨セレクト・コース （毎月分配型）	494,581円	494,581円
ダイワUS短期ハイ・イール ド社債ファンド（為替ヘッジ あり／年1回決算型）	9,957円	9,957円
ダイワ米国バンクローン・ オープン（為替ヘッジあり）	997円	997円
ダイワ米国バンクローン・ オープン（為替ヘッジなし）	997円	997円
ダイワ新グローバル・ハイブ リッド証券ファンド（為替 ヘッジあり）	997円	997円
ダイワ新グローバル・ハイブ リッド証券ファンド（為替 ヘッジなし）	997円	997円
ダイワノミレーアセット亜細 亜株式ファンド	9,958,176円	9,958,176円
<奇数月定額払出型>ダイワ 先進国リートα 為替ヘッジ あり	49,806円	49,806円
<奇数月定額払出型>ダイワ 先進国リートα 為替ヘッジ なし	49,806円	49,806円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）米ドル・ コース	1,989,053円	1,989,053円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）ブラジル・ リアル・コース	2,978,118円	2,978,118円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）通貨セレクト ・コース	1,691,241円	1,691,241円
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド（年1回決算型） - ロボテック（年1回） -	100,588円	100,588円

ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジあり（毎月分配型）	399,083円	399,083円
ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジなし（毎月分配型）	99,771円	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 円ヘッジコース（毎月 分配型）	399,083円	399,083円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 通貨セレクトコース （毎月分配型）	99,771円	99,771円
ダイワ/ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジあり）	1,091,429円	1,091,429円
ダイワ/ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジなし）	315,004円	315,004円
ダイワ/ミレーアセット・ア ジア・セクターリーダー株 ファンド	10,009,811円	10,009,811円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパ ン・トリプルリターンズ - 日本円・コース（毎月分配 型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパ ン・トリプルリターンズ - 豪ドル・コース（毎月分配 型）	99,691円	99,691円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパ ン・トリプルリターンズ - ブラジル・リアル・コース （毎月分配型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパ ン・トリプルリターンズ - 米ドル・コース（毎月分配 型）	398,764円	398,764円

ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパ ン・トリプルリターンズ - 通貨セレクト・コース（毎月 分配型）	1,993,820円	1,993,820円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 日本 円・コース	300,273円	300,273円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 豪ド ル・コース	200,861円	200,861円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 ブラジ ル・リアル・コース	300,273円	300,273円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 米ド ル・コース	1,999,177円	1,999,177円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 通貨セ レクト・コース	505,900円	505,900円
計	49,355,333,840円	86,438,785,207円
2. 期末日における受益権の総数	49,355,333,840口	86,438,785,207口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成31年2月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
1口当たり純資産額	1.0025円	1.0020円
（1万口当たり純資産額）	(10,025円)	(10,020円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成30年8月21日から平成31年2月18日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,286,377	-
コール・ローン	17,188,640	39,551,356
投資信託受益証券	1,270,662,233	1,093,461,045
親投資信託受益証券	999	998
未収入金	-	10,000,000
流動資産合計	1,308,138,249	1,143,013,399
資産合計	1,308,138,249	1,143,013,399
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,544,336	20,869,943
未払解約金	-	7,354,700
未払受託者報酬	186,018	162,200
未払委託者報酬	8,559,310	7,462,847
その他未払費用	56,080	48,636
流動負債合計	30,345,744	35,898,326
負債合計	30,345,744	35,898,326
純資産の部		
元本等		
元本	1 1,389,957,196	1 1,227,643,751
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 112,164,691	2 120,528,678
（分配準備積立金）	2,204,297	1,666,409
元本等合計	1,277,792,505	1,107,115,073
純資産合計	1,277,792,505	1,107,115,073
負債純資産合計	1,308,138,249	1,143,013,399

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成30年2月20日 至 平成30年8月20日	第7期 自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
営業収益		
受取配当金	31,231,327	28,746,663
受取利息	10	5
有価証券売買等損益	74,561,463	20,201,189
営業収益合計	43,330,126	8,545,479
営業費用		
支払利息	4,012	3,590
受託者報酬	186,018	162,200
委託者報酬	8,559,310	7,462,847
その他費用	61,469	51,537
営業費用合計	8,810,809	7,680,174
営業利益又は営業損失（ ）	52,140,935	865,305
経常利益又は経常損失（ ）	52,140,935	865,305
当期純利益又は当期純損失（ ）	52,140,935	865,305
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,611,280	1,469,459
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	43,819,805	112,164,691
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,263,614	13,786,601
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,263,614	13,786,601
剰余金減少額又は欠損金増加額	534,509	676,491
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	534,509	676,491
分配金	1 21,544,336	1 20,869,943
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	112,164,691	120,528,678

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期	
	自 平成30年8月21日	至 平成31年2月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成30年8月18日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成30年8月20日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第6期	第7期
	平成30年8月20日現在	平成31年2月18日現在
1. 1 期首元本額	1,482,423,811円	1,389,957,196円
期中追加設定元本額	17,943,344円	8,542,551円
期中一部解約元本額	110,409,959円	170,855,996円

2.	計算期間末日における受益権の総数	1,389,957,196口	1,227,643,751口
3.	2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は112,164,691円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は120,528,678円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期	第7期
	自 平成30年2月20日 至 平成30年8月20日	自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（22,090,506円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（7,325,363円）及び分配準備積立金（1,658,127円）より分配対象額は31,073,996円（1万口当たり223.56円）であり、うち21,544,336円（1万口当たり155円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,601,994円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,484,740円）及び分配準備積立金（1,934,358円）より分配対象額は29,021,092円（1万口当たり236.40円）であり、うち20,869,943円（1万口当たり170円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期
	自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 平成31年2月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	70,191,230	21,172,235
親投資信託受益証券	0	1
合計	70,191,230	21,172,236

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 平成30年8月21日 至 平成31年2月18日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 平成30年8月20日現在	第7期 平成31年2月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9193円 (9,193円)	0.9018円 (9,018円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,209,848,468	1,093,461,045	
投資信託受益証券 合計			1,093,461,045	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	997	998	
親投資信託受益証券 合計			998	
合計			1,093,462,043	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の状況

前記「ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）

【純資産額計算書】

2019年2月28日

資産総額	4,888,330,472円
負債総額	13,408,414円
純資産総額（ - ）	4,874,922,058円
発行済数量	5,020,177,119口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9711円

(参考) ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

純資産額計算書

2019年 2月28日現在

資産総額	4,882,765,452円
負債総額	45,437,779円
純資産総額（ - ）	4,837,327,673円
発行済口数	4,947,046,582口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9778円

参考情報 ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンド
純資産額計算書

2019年 2月28日現在

資産総額	5,994,221,193円
負債総額	35円
純資産総額（ - ）	5,994,221,158円
発行済口数	5,394,003,006口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1113円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

2019年2月28日

資産総額	46,689,383,454円
負債総額	280,138,893円

純資産総額（ - ）	46,409,244,561円
発行済数量	46,314,458,377口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0020円

ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）

純資産額計算書

2019年2月28日

資産総額	1,117,389,127円
負債総額	403,662円
純資産総額（ - ）	1,116,985,465円
発行済数量	1,218,965,000口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9163円

(参考) ABグローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

純資産額計算書

2019年 2月28日現在

資産総額	1,112,374,652円
負債総額	737,711円
純資産総額（ - ）	1,111,636,941円
発行済口数	1,209,848,468口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9188円

参考情報 ABグローバル・ハイブリッド証券マザーファンド
純資産額計算書

2019年 2月28日現在

資産総額	5,994,221,193円
負債総額	35円
純資産総額（ - ）	5,994,221,158円
発行済口数	5,394,003,006口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1113円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。) に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2019年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	78	156,787
追加型株式投資信託	716	15,385,009
株式投資信託 合計	794	15,541,796
単位型公社債投資信託	30	107,185
追加型公社債投資信託	14	1,418,722
公社債投資信託 合計	44	1,525,908
総合計	838	17,067,703

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第59期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第60期事業年度に係る中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,260	28,709
有価証券	110	0
前払費用	190	201
未収委託者報酬	10,453	12,368
未収収益	72	82
繰延税金資産	439	552
その他	34	47
流動資産計	42,560	41,962
固定資産		
有形固定資産	1 229	1 213
建物	15	12
器具備品	214	200
無形固定資産	2,650	2,614
ソフトウェア	2,323	2,456
ソフトウェア仮勘定	327	158
投資その他の資産	12,353	15,066

投資有価証券	5,920	8,600
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	185	183
長期差入保証金	1,050	1,072
繰延税金資産	31	45
その他	37	34
固定資産計	15,234	17,894
資産合計	57,795	59,856

（単位:百万円）

	前事業年度 （平成29年 3月31日）	当事業年度 （平成30年 3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	79	65
未払金	9,466	9,747
未払収益分配金	7	8
未払償還金	59	59
未払手数料	4,453	5,202
その他未払金	2 4,946	2 4,476
未払費用	4,077	4,148
未払法人税等	980	850
未払消費税等	223	583
賞与引当金	945	1,012
その他	3	335
流動負債計	15,776	16,744
固定負債		
退職給付引当金	2,318	2,350
役員退職慰労引当金	151	125
その他	7	5
固定負債計	2,477	2,481
負債合計	18,254	19,225
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,231	13,370
利益剰余金合計	12,606	13,744
株主資本合計	39,276	40,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	264	216
評価・換算差額等合計	264	216
純資産合計	39,540	40,631
負債・純資産合計	57,795	59,856

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	79,747	82,510
その他営業収益	727	733
営業収益計	80,474	83,244
営業費用		
支払手数料	40,110	40,392
広告宣伝費	549	673
調査費	9,436	9,816
調査費	904	955
委託調査費	8,531	8,860
委託計算費	793	839
営業雑経費	1,375	1,579
通信費	251	249
印刷費	501	500
協会費	50	53
諸会費	13	13
その他営業雑経費	557	762
営業費用計	52,265	53,300
一般管理費		
給料	5,833	5,840
役員報酬	416	377
給料・手当	3,940	3,973

賞与	531	477
賞与引当金繰入額	945	1,012
福利厚生費	807	788
交際費	60	55
旅費交通費	178	195
租税公課	531	501
不動産賃借料	1,273	1,281
退職給付費用	463	316
役員退職慰労引当金繰入額	60	46
固定資産減価償却費	1,045	977
諸経費	1,400	1,528
一般管理費計	11,655	11,531
営業利益	16,554	18,411

（単位:百万円）

	前事業年度 （自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日）	当事業年度 （自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）
営業外収益		
受取配当金	92	75
投資有価証券売却益	224	210
有価証券償還益	94	17
その他	69	55
営業外収益計	481	359
営業外費用		
投資有価証券売却損	24	0
その他	75	29
営業外費用計	100	29
経常利益	16,935	18,741
特別損失		
MMF等償還関連費用	305	-
関係会社整理損失	-	333
特別損失計	305	333
税引前当期純利益	16,629	18,407
法人税、住民税及び事業税	6,501	5,843
法人税等調整額	1,405	106
法人税等合計	5,096	5,737
当期純利益	11,533	12,670

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	13,261	13,261	13,261
当期純利益	-	-	-	11,533	11,533	11,533
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,728	1,728	1,728
当期末残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	280	280	41,284
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	13,261
当期純利益	-	-	11,533
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	1,743
当期末残高	264	264	39,540

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

有価証券報告書（内国投資信託）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,532	11,532	11,532
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,138	1,138	1,138
当期末残高	15,174	11,495	374	13,370	13,744	40,414

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	264	264	39,540
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	11,532
当期純利益	-	-	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	47	47	47
当期変動額合計	47	47	1,090
当期末残高	216	216	40,631

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」12百万円、「その他」56百万円は、「その他」69百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	26百万円	29百万円
器具備品	264百万円	235百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
未払金	4,877百万円	4,406百万円

3 保証債務

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,685百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,261	5,084	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,532百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,421円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月27日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	平成29年 3月31日	平成29年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	12,669百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,857円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月26日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設

けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されており、株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されており、

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	31,260	31,260	-
（２）未収委託者報酬	10,453	10,453	-
（３）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	5,060	5,060	-
資産計	46,774	46,774	-
（１）未払手数料	(4,453)	(4,453)	-
（２）その他未払金	(4,946)	(4,946)	-
（３）未払費用(*2)	(3,409)	(3,409)	-
負債計	(12,809)	(12,809)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	28,709	28,709	-
(2) 未収委託者報酬	12,368	12,368	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,631	7,631	-
資産計	48,709	48,709	-
(1) 未払手数料	(5,202)	(5,202)	-
(2) その他未払金	(4,476)	(4,476)	-
(3) 未払費用(*2)	(3,286)	(3,286)	-
負債計	(12,965)	(12,965)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(1) 其他有価証券 非上場株式	970	970
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	5,129
(3) 長期差入保証金	1,050	1,072

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,260	-	-	-
未収委託者報酬	10,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	110	2,876	1,139	110
合計	41,824	2,876	1,139	110

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,709	-	-	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	122	55	67
（2）その他 証券投資信託	3,107	2,697	410
小計	3,230	2,752	478
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	1,829	1,926	96

小計	1,829	1,926	96
合計	5,060	4,679	381

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	134	55	79
（２）その他 証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,299	3,522	223
小計	3,299	3,522	223
合計	7,631	7,318	312

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	50	-	1
（２）その他 証券投資信託	4,371	224	23
合計	4,421	224	24

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,963	210	0
合計	1,963	210	0

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
退職給付債務の期首 残高	2,209百万円	2,318百万円
勤務費用	202	159
退職給付の支払額	122	166
その他	29	38
退職給付債務の期末 残高	2,318	2,350

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,318百万円	2,350百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,318	2,350
退職給付引当金	2,318	2,350
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,318	2,350

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
勤務費用	202百万円	159百万円

その他	87	24
確定給付制度に係る退職給付費用	289	184

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度173百万円、当事業年度171百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金		719
	709	
賞与引当金	224	244
未払事業税	169	162
出資金評価損	98	94
投資有価証券評価損	65	68
連結法人間取引（譲渡損）	5	5
その他	185	308
繰延税金資産小計	1,458	1,602
評価性引当額	201	200
繰延税金資産合計	1,257	1,402
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	639	639
その他有価証券評価差額金	146	164
繰延税金負債合計	786	804
繰延税金資産の純額	470	598

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成29年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,685	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,701	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	23,238	未払手数料	3,298
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	768	未払費用	218
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,036	長期差入保証金	1,028

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	23,216	未払手数料	3,913
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研 ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	1,020	未払費用	233
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,048	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,158.25円	1株当たり純資産額	15,576.40円
1株当たり当期純利益	4,421.51円	1株当たり当期純利益	4,857.40円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,533	12,670
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		21,097
有価証券		0
未収委託者報酬		12,445
その他		2,329
流動資産合計		35,872
固定資産		
有形固定資産	1	199
無形固定資産		
ソフトウェア		2,162
その他		449
無形固定資産合計		2,612
投資その他の資産		
投資有価証券		7,521
関係会社株式		1,836
繰延税金資産		964
その他		1,286
投資その他の資産合計		11,608
固定資産合計		14,420
資産合計		50,293

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		7,165
未払費用		3,666

未払法人税等	859
賞与引当金	611
その他	2 552
流動負債合計	12,855
固定負債	
退職給付引当金	2,335
役員退職慰労引当金	144
その他	3
固定負債合計	2,483
負債合計	15,338
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,643
利益剰余金合計	8,017
株主資本合計	34,687
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	34,955
負債・純資産合計	50,293

(2) 中間損益計算書

(単位: 百万円)

当中間会計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	39,713
その他営業収益	351
営業収益合計	40,065
営業費用	
支払手数料	18,868
その他営業費用	6,357

営業費用合計		25,226
一般管理費	1	5,925
営業利益		8,913
営業外収益	2	418
営業外費用	3	86
経常利益		9,244
特別利益		-
特別損失	4	29
税引前中間純利益		9,215
法人税、住民税及び事業税		2,628
法人税等調整額		125
中間純利益		6,462

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,370	13,744	40,414
会計方針の変更による累積的影響額				480	480	480
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	12,669	12,669	12,669
中間純利益	-	-	-	6,462	6,462	6,462
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	6,207	6,207	6,207
当中間期末残高	15,174	11,495	374	7,643	8,017	34,687

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	216	216	40,631
会計方針の変更による累積的影響額			480
会計方針の変更を反映した当期首残高			41,112
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	12,669
中間純利益	-	-	6,462
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	50	50	50
当中間期変動額合計	50	50	6,156
当中間期末残高	267	267	34,955

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年２月16日）を当中間会計期間の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高が480百万円増加しております。

（表示方法の変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（中間貸借対照表関係）

１ 減価償却累計額

当中間会計期間

（2018年9月30日現在）

有形固定資産	280百万円
--------	--------

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2018年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,743百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
有形固定資産	16百万円
無形固定資産	436百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
有価証券償還益	132百万円
投資有価証券売却益	124百万円
為替差益	104百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
有価証券償還損	32百万円
投資有価証券売却損	24百万円
固定資産除却損	13百万円

4 特別損失の主要項目

当中間会計期間

（自 2018年 4 月 1 日

至 2018年 9 月30日）

関係会社整理損失

29百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3 月31日	2018年 6 月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2018年 9 月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
（1）現金・預金	21,097	21,097	-
（2）未収委託者報酬	12,445	12,445	-
（3）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,551	6,551	-
資産合計	40,094	40,094	-
（1）未払金	(7,096)	(7,096)	-
（2）未払費用(*2)	(3,089)	(3,089)	-
負債合計	(10,186)	(10,186)	-

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金・預金及び（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

（１）未払金及び（２）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	970
子会社株式	1,836
差入保証金	1,071

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2018年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	129	55	74
（２）その他			

証券投資信託	4,148	3,765	383
小計	4,277	3,820	457
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他			
証券投資信託	2,274	2,378	104
小計	2,274	2,378	104
合計	6,551	6,198	352

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）	
1 株当たり純資産額	13,400.41円
1 株当たり中間純利益	2,477.30円

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）	
中間純利益(百万円)	6,462
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,462
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2018年11月13日	有価証券届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中**有限責任 あずさ監査法人**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月22日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）の平成30年8月21日から平成31年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）の平成31年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月22日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）の平成30年8月21日から平成31年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）の平成31年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 加奈子 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。